

東松島市結婚活動応援補助金

東松島市では、結婚を希望する独身男女の出会いと結婚の機会創出を支援するため、宮城県が開設するみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」への入会登録料の一部を補助します。



©宮城県・旭プロダクション

みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」とは

結婚を希望する独身男女を支援するため、令和3年9月に宮城県が開設した支援センターです。AIを活用したマッチングシステムを導入しており、婚活イベントやセミナーなども定期的に行われています。

所在地：〒980-0021 仙台市青葉区中央二丁目11番19 仙南ビル5階

受付時間：11時～18時 定休日：火・水曜日、年末年始 TEL：022-797-3083

※ 詳しくは、「みやマリ！」ホームページを検索

■補助金交付対象者（次のいずれにも該当する方）

- （1） 令和5年7月1日以降にみやぎ結婚支援センターに入会した方（再入会を含む。）
- （2） 東松島市に住民登録しており、現に婚姻をしていない方（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び申請時において婚姻の予定がある方は、対象外となります。）
- （3） 東松島市の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等に滞納がない方
- （4） 東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない方

■補助金額

みやぎ結婚支援センターへの入会登録料11,000円のうち最大8,000円を助成

※キャンペーン等の割引適用により、入会登録料の支払額が8,000円を下回った場合は、その額を補助金額とします。

※補助金の交付は、1人につき1回までとします。

■補助金の交付を受けるために必要なもの

○東松島市結婚活動応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※様式は市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

○入会登録料を支払ったことが確認できる領収書等の写し

■補助金の申請方法

裏面をご覧ください。

■補助金の申請期限

入会登録日から3ヶ月以内

■その他

補助金交付申請時には、みやぎ結婚支援センター入会登録後の活動結果（成婚等）について、みやぎ結婚支援センターが東松島市に情報提供することに同意いただきます。なお、提供いただいた情報については、東松島市における結婚支援事業の成果検証以外の目的では利用いたしません。

■申請方法（申請から補助金交付までの流れ）

1 交付申請書兼請求書の提出

次の書類を担当課（市民協働課）あて提出してください。

- ☐ 東松島市結婚活動応援補助金補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
※裏面の誓約及び同意事項もご確認いただき、署名が必要です。
- ☐ みやぎ結婚支援センターに入会登録料を支払ったことが確認できる領収書等の写し



2 交付決定のお知らせ

補助金交付対象者の要件に該当するかどうかを担当課（市民協働課）で審査し、審査結果を次のいずれかの通知文書でお知らせします。

- ☐ 東松島市結婚活動応援補助金補助金交付決定通知書兼振込通知書（様式第2号）
または、
- ☐ 東松島市結婚活動応援補助金補助金不交付決定通知書（様式第3号）



3 補助金の振込

交付申請時にご指定いただいた口座へ補助金を振り込みます。振込予定日は、「東松島市結婚活動応援補助金補助金交付決定通知書兼振込通知書」でお知らせしますが、やむを得ない事情により振込日が変更となる場合があります。

なお、交付申請から補助金の振込までに最大で1ヶ月程度お時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■補助金交付決定後

補助金交付申請時の同意に基づき、みやぎ結婚支援センター入会登録後の活動結果（成婚等）について、みやぎ結婚支援センターへ担当課より照会を行います。

お問い合わせ先・申請書提出先

東松島市 総務部市民協働課 まちづくり推進係

〒981-0503 東松島市矢本字大溜 16-1（大溜分庁舎内）

TEL：0225-82-1111（内線 3803・3808）E-mail：kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp